

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)(日勤、夜勤あわせて)入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております(特定入院料を算定する病棟は除く)。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、

栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化についての基準を満たしております。